

食品安全委員会（第743回会合）議事概要

日 時:令和元年5月28日(火) 14:00~15:47
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:佐藤委員長ほか 6名出席
傍聴者:報道 0名、行政機関 8名、一般11名

議事概要

(1) 平成30年食中毒発生状況の概要について (厚生労働省からの説明)

→厚生労働省から報告。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

・農薬 5品目

[1]イソフェタミド [2]シフルフェナミド
[3]ダゾメット [4]トルピラレート
[5]メフェントリフルコナゾール
(厚生労働省からの説明)

→厚生労働省及び担当の吉田(緑)委員から説明。

食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しているもののうち、農薬「イソフェタミド」及び「ダゾメット」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなり、農薬「シフルフェナミド」については、農薬専門調査会で審議することとなった。また、農薬「トルピラレート」及び「メフェントリフルコナゾール」については、農薬専門調査会で審議することとなった。

・動物用医薬品 1品目

ゲンタマイシン
(厚生労働省からの説明)

→厚生労働省から説明。

動物用医薬品「ゲンタマイシン」については、平成21年10月8日付けの委員会決定の1の(1)の規定の「委員会が、関係各大臣から提出された資料等により新たな科学的知見の存在を確認できないとき」に該当することから、同規定に基づき、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであ

るときに該当するとの審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・動物用医薬品 1品目
フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤（フロルガン）
（農林水産省からの説明）

→農林水産省から説明。

本件について、肥料・飼料等専門調査会において審議することとなった。また、本件は薬剤耐性菌に関する評価も必要となることから、薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおいても審議することとなった。

- ・飼料添加物 3品目
「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正」（アスタキサンチン、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル、カンタキサンチン）
（農林水産省からの説明）

→農林水産省から説明。

本件について、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当するとの審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等 2品目
[1] JPAo003株を利用して生産されたリパーゼ
[2] RN-No. 3株を利用して生産された5'-リボヌクレオチドニナトリウム
（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省から説明。

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

- ・特定保健用食品 4品目
[1] ヘルシア サッと健膳 プレーン
[2] ヘルシア サッと健膳 プレーン ボトル
[3] ヘルシア サッと健膳 レモンオリーブ風味
[4] ヘルシア サッと健膳 レモンオリーブ風味 ボトル
（消費者庁からの説明）

→消費者庁から説明。

本件について、新開発食品専門調査会で審議することとなった。

(3) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「ジエチルスチルベストロール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「ピコキシストロビン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、「ピコキシストロビンの一日摂取許容量（ADI）を0.046 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.2 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・農薬「ジクロベンチアゾクス」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「トルクロホスメチル」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「フェンピコキサミド」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「ジクロベンチアゾクスの一日摂取許容量（ADI）を0.05 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。」

「トルクロホスメチルの一日摂取許容量（ADI）を0.064 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.13 mg/kg 体重と設定する。」

「フェンピコキサミドの一日摂取許容量（ADI）を0.32 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(5) 「食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針」について

→事務局から説明。

本件について、指針（案）のとおり決定し、今後は、本指針に基づいて、食品健康影響評価に関する個別の案件の審議を専門調査会で進めることとなった。

(6)「令和元年度食品健康影響評価技術研究の追加公募における採択課題（案）について」及び「令和元年度食品健康影響評価技術研究3次公募課題（案）について」

→担当の山本委員及び事務局から説明。
本件について、案のとおり決定された。